

市民の皆様には市役所の人事・給与の状況をご理解いただくため、阿蘇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、前年度の人事行政の運営状況を公表します。

市職員の給与などを 公表します

なお、今年度は、合併前の旧3町村の数値を合算したものです。

職員の給与の状況

1. 職種別給料月額状況 (H17.4.1現在)

職 種	月 額	平均年齢
一 般 行政職	296,800円	38.9歳
技 能 労務職	280,700円	43.4歳
医 療 職	医 師	523,600円 41.0歳
	薬剤師等	299,300円 39.7歳
	看護師等	329,500円 41.1歳

2. 一般行政職の職員数の状況 (H17.4.1現在)

区分	職務分類	職員数	構成比
1級	主 事	16人	4.4%
2級	主 事	51人	14.2%
3級	主 事	44人	12.2%
4級	係長・参事 主任	92人	25.6%
5級	係長・参事 主任	86人	23.9%
6級	課長補佐 主幹	48人	13.3%
7級	課 長	18人	5.0%
8級	総務課長又は 総務課長経験者等	5人	1.4%
計		360人	100%

※阿蘇市給与条例に基づく給料表の区分による職員数。職務分類はそれぞれの級に該当する代表的な職名。

3. 初任給基準 (H17.4.1現在)

一般行政職		技能労務職	
大学卒	高校卒	高校卒	中学卒
170,700円	138,800円	136,000円	128,100円

医療職(医師)		医療職(薬剤師等)	
博士課程終了	大学6卒	大学卒	短大3卒
323,100円	235,900円	176,600円	165,500円

医療職(看護師等)		
短大3卒	短大2卒	准看護師養成所卒
187,300円	178,900円	152,000円

5. 期末・勤勉手当 (H17.4.1現在)

	6月期	12月期	計
期末手当	1.4月分	1.6月分	3.0月分
勤勉手当	0.7月分	0.7月分	1.4月分

※支給率は国と同じです。
※職務の級などによる加算措置があります。

6. 退職手当 (H17.4.1現在)

勤続年数に応じ退職手当が支給されます。
最高支給率は、59.28月です。

職員の任免および職員数に関する状況

1. 職員の採用・退職の状況 (H16.4.1~H17.3.31)

区 分	採 用	退 職
一般行政職	20人	15人
医 療 職	2人	5人
技能労務職	0人	4人

2. 部門別職員数の状況 (H17.4.1現在)

区 分	職 員 数		対前年 増減数	
	平成16年度	平成17年度		
一 般 行 政	議 会	5人	3人	△ 2
	総 務	97人	86人	△ 11
	税 務	24人	22人	△ 2
	民 生	106人	108人	2
	衛 生	25人	25人	0
	農林水産	36人	39人	3
	商 工	9人	18人	9
	土 木	21人	22人	1
	小 計	323人	323人	0
教 育	61人	51人	△ 10	
普通会計 計	384人	374人	△ 10	
公 営 企 業 等	水 道	15人	12人	△ 3
	下 水 道	7人	7人	0
	病 院	91人	89人	△ 2
	そ の 他	20人	10人	△ 10
	小 計	133人	118人	△ 15
総 計	517人	492人	△ 25	

4. 主な職員手当の状況 (H17.4.1現在)

区分	内 容
扶 養 手 当	配偶者：月額13,500円 配偶者以外の扶養親族：2人まで月額6,000円 配偶者がいない場合の1人目：月額11,000円 配偶者を扶養親族にしていない場合の1人目：月額6,500円 その他の扶養親族：月額5,000円 ※なお、16~22歳の子の場合には、5,000円加算されます。
住 居 手 当	借家・借間住居者： 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し、家賃の額に応じ、月額27,000円を上限として支給 持家所有者：月額3,500円
通 勤 手 当	交通機関等利用者： 運賃の額に応じ月額55,000円を上限として支給 自家用車等利用者： 通勤距離に応じ、月額11,300円を上限として支給

管 理 職 手 当：課長補佐職以上の職員に対して支給。
(給料月額4~8%)

特 殊 勤 務 手 当：特殊な職務に従事する職員に支給。
税務手当、福祉業務手当等12種類

職員の分限及び懲戒処分・サービスの状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当っては、全力を挙げて専念しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員にはさまざまな義務が課せられています。特に信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限や争議行為の禁止規定に違反した場合は懲戒処分の対象となります。

1. 分限処分者数（平成16年度）

処分事由	降任	免職	休職	降級	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	1	0	1
職に必要な適正を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に起訴された場合	0	0	0	0	0

2. 懲戒処分者数（平成16年度）

処分事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合	1	2	0	0	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	1	0	1

職員研修の状況

（平成16年度）

研修名	回数	参加者数
町村職員自治研修会(初任者研修)	1	21人
町村管理者(新任課長)研修	1	5人
阿蘇地域町村職員二部研修	1	5人
人権同和問題研修会	1	300人
財務研修会	10	276人
IT研修	14	137人
市町村アカデミー研修	1	1人

公平委員会に係る業務の状況

1. 勤務条件に関する措置の要求状況(平成16年度)

継続件数：0件
措置要求件数：0件

2. 不利益処分に関する不服申立の状況(平成16年度)

継続件数：0件
措置要求件数：1件

問合せ先：阿蘇市総務課 人事係
TEL：22 - 3111

職員の勤務時間・勤務条件

1. 勤務時間・休憩・休息時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	休息時間
40時間	8:30	17:15	45分	30分

休憩時間：12:15～13:00

休息時間：12:00～12:15/15:00～15:15

※勤務場所により、勤務形態が異なる場合があります。

2. 一般職の年次有給休暇の取得状況

(H16.1.1～H16.12.31)

総付与日数	総取得日数	平均取得日数	取得率
7,217日	1,867.4日	9.4日	25.9%

3. 休暇制度

区分	内容
有給休暇	年次休暇 1年につき20日間。 (前年度に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年繰越)
	病気休暇 負傷又は疾病のため療養を要する場合、必要最小限と認められる期間。
	特別休暇(主なもの) 結婚休暇 結婚する職員に対し最大5日間。 産前・産後休暇 出産予定日の8週間前の日から出産の日まで、及び出産の翌日から8週間を経過するまでの期間。 親族の死亡休暇 親族の続柄及び死亡時の生計関係に応じ、最大7日間。 夏季休暇 7～9月の間において、4日間。 子の看護休暇 小学校始期に達するまでの子(配偶者の子を含む)を養育する職員が子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合で、1年度に5日の範囲内。
無給休暇	介護休暇 配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、6月を限度として必要な期間。
	組合休暇 組合活動に従事する場合に1年度に最大20日間。

職員の福祉及び利益の保護の状況

1. 健康診断の状況

健康診断の種類	受診者数
人間ドック	167人
定期健康診断	232人

2. 公務災害補償制度

加入団体	災害件数
地方公務員災害補償基金熊本県支部	8件